

改正

平成19年12月21日 中津市条例第61号

令和 7 年 3 月26日 中津市条例第 1 号

令和 7 年 6 月27日 中津市条例第30号

中津市土砂等の堆積行為の規制に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、中津市環境基本条例（平成28年中津市条例第19号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、土砂等の堆積行為について適切な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁を未然に防止し、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土、砂利その他の物（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料を除く。）であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 事業主 土地の所有権又は賃借権の権原に基づいて事業を行う者をいう。
- (5) 事業施行者 事業主との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、土壌の汚染及び水質の汚濁（以下「土壌汚染等」という。）の発生を未然に防止するため、県と連携して市内の事業の実施状況について把握するとともに、不適正な事業を監視し、及び指導する体制の整備に努めるものとする。

(事業主等の責務)

第 4 条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を行うに当たっては、土壌汚染等の発生を未然に防止するため、事業の施行状況を的確に把握し、必要な措置については迅速かつ的確な対応を行うなど適正な業務管理に努めるものとする。

2 事業主等は、事業を行うに当たっては、土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第46

号。以下「土壌汚染環境基準」という。)を遵守しなければならない。

- 3 事業主等は、事業を行うに当たっては、事業区域の隣接土地所有者、周辺住民及び水利権者等周辺関係者に対し、当該事業の理解を得るものとする。
- 4 事業主等は、事業に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。
- 5 事業主等は、事業によって道路、河川その他の公共施設等を破損し、又は住民の生活に支障を来したときは、遅滞なく市長に報告するとともに、その指示により復旧しなければならない。

(適用範囲)

第5条 次条から第21条までの規定は、市内で行われる事業のうち、事業区域の面積が500平方メートル以上又は事業で使用される土砂等の体積が500立方メートル以上の事業(当該事業を行おうとする日前1年以内に、当該事業区域又はその隣接する土地において、同一の事業主(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)により、事業が行われ、又は同時に事業を行おうとする場合にあっては、それらの事業区域の面積が合算して500平方メートル以上又はそれらの事業で使用される土砂等の体積が合算して500立方メートル以上となるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は規則で定める団体が行う事業
- (2) 法律(農地法(昭和27年法律第229号)、森林法(昭和26年法律第249号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)を除く。)又はこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は届出により行うことができる事業
- (3) 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(平成18年大分県条例第41号)第2条第3号に規定する特定事業
- (4) 災害復旧等やむを得ない事由により、緊急に施行される事業
- (5) 日常生活又は土地の管理のために行う事業のうち、災害の防止に資する事業及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業

(事業の届出)

第6条 事業主は、前条本文に規定する事業を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業主及び事業施行者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業区域の所在地、面積及び土地所有者等

- (3) 事業の目的及び種別
- (4) 事業の施行方法の概要
- (5) 事業の施行期間
- (6) 事業に用いる土砂等の採取場所及び種類
- (7) 事業に用いる土砂等の搬入量
- (8) 事業に用いる土砂等の分析結果
- (9) 事業について、他の法令（条例を含む。）で許可又は認可が必要な場合には、その許可又は認可を受けた旨
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出書の提出があつた場合において、当該届出に係る事業の計画が土壤汚染環境基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から起算して7日以内に限り、当該届出をした事業主（以下「届出事業主」という。）に対し、当該届出に係る事業の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

4 届出事業主は、前項に規定する期間を経過した後でなければ事業を行ってはならない。ただし、第1項の届出書の内容が適当であると認める旨の市長の通知を受けた後においては、この限りでない。

（関係書類等の閲覧）

第7条 届出事業主は、届出に係る事業が行われている間、届出事業主の住所地又は事業区域の現場事務所に当該届出に係る書類、図面等の写しを備え付け、事業区域周辺の居住者その他事業について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（標識の設置）

第8条 届出事業主は、届出に係る事業が行われている間、当該事業区域内の容易に視認できる場所に規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

（届出事項の変更）

第9条 届出事業主は、届出に係る第6条第1項各号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）を生じたときは、当該変更のあつた日から起算して7日以内に規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

（事業完了の届出）

第10条 届出事業主は、届出に係る事業が完了したときは、完了の日から起算して7日以内に規則

で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書の提出があった場合において、当該事業が土壌汚染環境基準に適合するかどうかを確認し、適合しないと認めるときは、届出事業主に対し、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の中止又は廃止の届出)

第11条 届出事業主は、届出に係る事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

(地位の承継)

第12条 届出事業主について、相続、合併又は分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、届出事業主の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出事業主の地位を承継した者は、承継の日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第6条第1項の規定による届出書の提出をしないで、又は虚偽の届出書の提出をし、事業を行った者に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善勧告)

第14条 市長は、届出事業主又は事業施行者が土壌汚染環境基準に違反して事業を行っているとする場合は、当該届出事業主又は事業施行者に対し、期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第15条 市長は、届出事業主又は事業施行者が前条の規定による勧告に従わないときは、期間を定めて必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該事業の停止を命ずることができる。

(違反事実の公表)

第16条 市長は、届出事業主又は事業施行者が正当な理由なく第6条第3項、第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による命令に違反したときは、当該違反事実を公表することができる。

- 2 前項の規定は、第13条の規定による命令に違反した者について準用する。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、届出事業主に対し、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に届出事業主の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは現場事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第3項の規定による命令に違反して事業を行った者

(2) 第10条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条又は第15条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条に規定する標識を設置しない者

(2) 第9条、第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をした者

(3) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成19年12月中津市規則第53号で、同20年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市内において第5条に規定する事業を行っている事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に第6条第1項及び第2項に定める届出書及び書類（以下単に「届出書等」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出書等の提出をした事業主は、届出事業主とみなして、第7条から第19条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。
- 4 第13条、第20条第1項第2号及び第21条の規定は、附則第2項に該当する事業主が同項に規定する期間内に、届出書等の提出をしないで、引き続き事業を行っている場合又は虚偽の届出書等の提出をした場合について準用する。

附 則（平成19年12月21日中津市条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日中津市条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。（後略）

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下この項において「禁錮」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年6月27日中津市条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中津市土砂等の堆積行為の規制に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する事業について適用し、施行日前に工事に着手した事業(当該事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)第13条第1項又は第31条第1項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。)については、なお従前の例による。
- 3 盛土規制法第12条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に規定する工事に係る事業については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。